兵庫県労働保険指導協会だより

令和3年冬号



労働保険事務組合 兵庫県労働保険指導協会 ☎ 078-862-5812

社会保険に加入しましょう





労災保険

1人でも従業員を雇っていれば 加入義務あり(強制)。 当会の事業所様は、 ご加入済みです。ただし、経営者の方のご 加入は、別途申し込みが必要です(任意)。 セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

従業員の人数を問わず強制加入

●個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)



雇用保険

31 日以上引き続き雇用が 見込まれ、

1週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員(パート・アルバイト等を含む) を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

●法人 従業員の人数を問わず強制加入

▶個人事業

5名以上の従業員を雇っていれば強制加入 (飲食業、理容業、等の一部の 業種は任意加入)

健康保険・厚生年金保険 の加入対象が段階的に 広がります。



-労働同一賃金

令和3年4月より(中小企業)

- 非正規雇用労働者(パート、有期雇用労働者、派遣労働者)を雇っている場合には、賃金を はじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。
- ▶ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、待遇差の内容や 理由を説明しなければなりませんので、不合理な待遇の違いがある企業においては、 改善に向けて取り組みを進めましょう。

失業手当(求職者給付

の基本手当)については

4~6ページ



詳しくは当会まで **2** 078-862-5812





今月の深堀知識

労働条件をFAX・メール・SNSで 明示することが可能です。

(ただし労働者が希望した場合に限る)

関連記事:「雇用契約書 兼 労働条件通知書」の見本と解説(7ページ)。 雇用契約書の内容の解説は令和3年秋号。

労働基準法では、労働契約を締結する際に、 労働者に対して労働条件を明示する義務があり ます。

明示方法は書面の交付に限られていましたが 平成31年4月から労働者が希望した場合は次 の方法でも明示できるようになっています。

- 1 FAX
- ② Eメールや、Yahoo!メール、Gmail等の Webメールサービス
- ③ LINEやメッセンジャー等のSNSメッセージ

(注)第三者に閲覧させることを目的としている労働者の ブログや個人のホームページへの書き込みによる明示は 認められません。

(留意点)

①メール・SNSで明示する場合には印刷や保存 がしやすいよう添付ファイルで送りましょう。

- ②労働者が本当に電子メール等による明示 を希望したか、個別にかつ明示的に確認し
- ③**到達したか**、労働者に確認しましょう。
- ④義務ではありませんが、明示した日付、送 信した担当者の氏名、事業場や法人名、 使用者の氏名を記入しておくとトラブルを 防止できます。
- ⑤労働条件の明示を怠ったり、労働者が希望 していないにも関わらず、電子メール等の みで明示したりすることは違反となります。 (最高で30万円以下の罰金)

編集と発行 労働保険事務組合 兵庫県労働保険指導協会

〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通1-1-19-307 電話:078-862-5812 FAX:078-862-5928

E-mail: info@hvogo-rouho.com URL http://hyogo-rouho.com/